

## 仕 様 書

1. 件 名 バレーボールほか7点（港区役所）買入

2. 明 細

品名	仕様・規格・用途	数量
バレーボール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重 量：240～260 g</li> <li>・材 質：人口皮革</li> <li>・検定球4号 (参考商品) V400W (MIKASA) V4M5000 (モルテン) ※同等品可</li> </ul>	12 球
女子バレーボール用ネット (9人制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット外寸：幅 10m×高さ 100cm</li> <li>・上部コード：長さ 15m×直径 6mm</li> <li>・重 量：2～3 kg</li> <li>・ネット：ポリエチレンブレードφ4mm (16打)</li> <li>・上部コード：イザナスロープ</li> <li>・結 節：あり</li> <li>・白帯材質：ポリエステル (参考商品) EN-EKU115 (エバニュー) KT6117 (寺西喜商店) ※同等品可</li> </ul>	1 枚
バレーボール用バッグ (2個用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー：ブラック</li> <li>・材 質：ポリエステル</li> <li>・簡易撥水素材使用</li> <li>・ショルダーベルト付 (参考商品) AC-BGM20 (MIKASA) ※同等品可</li> </ul>	1 個
バレーボール用バッグ (4個用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー：ブラック</li> <li>・材 質：ポリエステル</li> <li>・簡易撥水素材使用</li> <li>・ショルダーベルト付 (参考商品) AC-BGM40 (MIKASA) ※同等品可</li> </ul>	2 個
バドミントンシャトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素 材：水鳥羽根+天然コルク</li> <li>・温度表示番号：3番 (参考商品) AS-600 (ヨネックス) GFN120N (ゴーセン) ※同等品可</li> </ul>	14 ダース
卓球用練習球	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カラー：ホワイト</li> <li>・素 材：ABS</li> <li>・サイズ：40 mm (参考商品) VP40+トレーニングボール (VICTAS) ※同等品可</li> </ul>	240 球
ラインカー 野球用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイズ：幅 24～35×奥行 24～35×高さ 90～100cm</li> <li>・重 量：3～5 kg (参考商品) WG0022-0507 (モルテン) EN-EKA015 (エバニュー) ※同等品可</li> </ul>	2 台
ラインパウダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材 質：炭酸カルシウム</li> <li>・重 量：20 kg</li> <li>・形 状：袋入り (参考商品) 線引屋 (トーコー) シロライン (家庭化学) ※同等品可</li> </ul>	20 袋

3. 納入場所 大阪市港区役所 協働まちづくり推進課  
大阪市港区市岡 1 - 1 5 - 2 5 港区役所 5 階 53 番窓口

4. 納入期限 令和 7 年 11 月 7 日 (金)  
納入については、原則平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分の間とするが、納期の関係上前述以外での納品となる場合は、事前に事業担当と協議のうえ対応することも可とする。

5. 担当者 大阪市港区役所 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発グループ）岡崎・小西  
電話：06-6576-9975 FAX：06-6572-9512

6. その他
- ・仕様書に記載した規格にあてはまるものを納品すること
  - ・契約後、製品の品名及び品番、単価明細を提出すること
  - ・納品時の検品の際は、本市担当者と共に立ち会うこと
  - ・納品物が不良品であった場合は、速やかに無償で交換すること
  - ・納品する製品については「大阪市グリーン調達方針」に則った製品を納入すること  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>
  - ・「大阪市グリーン調達方針」に合う製品がないものについては、担当者と納品前に調整すること
  - ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする
  - ・見積の提出に当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否を含む）は、質問期間内に指定の方法により質問し（質問を送信したことを電話連絡すること）、その内容を熟知の上、見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない
  - ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、同等品の可否については、カタログ等により公表されている情報にて判断する
  - ・納品物もしくは建造物等に破損・紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない
  - ・各特記仕様書を遵守すること